

平成28年11月18日

所属長 殿

学長 塩崎 均

(所管:学術研究支援部)

民間企業との受託研究・共同研究の適正な実施について(通知)

標記の件について、本学では従来から民間企業との研究活動においては、「近畿大学受託研究取扱規程(受託研究の取扱手続きについて)」および「近畿大学共同研究規程」・「近畿大学研究員規程」等を定め平成28年4月27日付文書で通知の「公的研究費に係る不正防止への取組みについて(2016年度版研究費執行ガイドブックの制定)」に準じた運用を義務付けています。

しかしながら、他大学においては、大学を介することなく無届けで企業と共同研究を行い、その成果を不正提供するなどの収賄容疑に発展するような不適切な事案が、ここ数日マスコミで報道されております。

つきましては、貴職から再度、所属教員へ研究者としての行動規範と所定の各種学内規程・ルールと乖離なきよう、恒常的に啓発・周知徹底くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点は、学術研究支援部(東大阪キャンパス内線 2294, 2243)へお問い合わせください。